

総合評価方式にかかる雇用確認について

令和6年12月2日

令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証がマイナンバーカードに切り替り、新たな健康保険被保険者証の発行が行われなくなることを踏まえ、総合評価評価項目「障がい者雇用実績」、「人権に関する取組実績」、「不当要求防止責任者講習の受講実績」等の雇用確認方法を改めます。

1 主な改正内容 工事

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">・ 監理技術者資格者証の写し・ 健康保険被保険者証等の写し・ 雇用証明書	<ul style="list-style-type: none">・ 監理技術者資格者証の写し・ 健康保険被保険者証の写し・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し・ 雇用証明書

業務委託

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">・ 監理技術者資格者証の写し・ 健康保険被保険者証等の写し・ 雇用証明書	<ul style="list-style-type: none">・ 三重県測量・調査・設計業務技術者登録者証の写し・ 健康保険被保険者証の写し・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し・ 雇用証明書

※健康保険被保険者証の写しについては、有効期限前又は令和7年12月1日までに限り確認書類として用いることを可能とします。

2 適用日

令和6年12月2日以降の公告及び指名通知にかかる案件から適用します。

三重県総合評価方式評価項目事前確認登録については、令和6年12月2日以降申請分から適用します。

※評価項目の評価方法や確認方法の詳細は、三重県HP「建設業のための広場」に掲載のお知らせでご確認ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500124.htm>



【総合評価方式に関する問合せ先】

三重県県土整備部公共事業運営課 総合評価班

TEL：059-224-2696